

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊生環第110号  
令和7年2月12日

### 替え銃身の取扱いに係る対応について（通達）

見出しのことについては、「替え銃身の取扱いに係る対応について（通達）」（令和7年2月7日付け熊生環第92号。以下「旧通達」という。）の別添警察庁通達「替え銃身の取扱いに係る対応について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丁保発第9号。「旧警察庁通達」という。）に基づき、令和7年3月1日から実施するところであったが、旧警察庁通達に誤りがあったことが判明した。

よって、誤りの修正がなされた別添警察庁通達「替え銃身の取扱いに係る対応について（通達）」（令和7年2月10日付け警察庁丁保発第22号）に基づき、令和7年3月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「替え銃身の取扱いに係る対応について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。